

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第 30 号

### 園でのハラスメント対策を!

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。  
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。  
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。  
2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士  
板垣 義一

### Topic

改めて言うまでもないことではありますが、職場内におけるハラスメント対応は喫緊の課題です。本メルマガの第2号でもお伝えしていますが、2022年4月1日からは、パワーハラスメント防止措置を講じることが全ての事業主の法律上の義務となっています。パワーハラスメントに限らず、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントへの対策も、全ての事業主に義務付けられています。

これらのハラスメント対策について、ハラスメント対応規程を作り、相談窓口を設置し責任者を定め相談対応をできるようにし、さらには定期的に研修まで行っているなど、事業主として講じるべき措置をとっているのであれば、何も言うことはありません。

もし万が一、ハラスメント対策措置をとっていない園や法人があるならば、速やかにこれらの対策をとるようにし、自力でできないのであれば社会保険労務士や弁護士に相談すべきです。

また、実際に職場内でハラスメント被害の訴えがあった場合に、上手に対応できればそれで良いのですが、話がこじれてしまった場合には、やはり第三者の助力を求めるべきかと思います。

ところで、これまでは、職場内のハラスメントへの対応に注力すべきと考えられていましたが、近ごろは、顧客・利用者による迷惑行為であるカスタマーハラスメントへの対策も求められています。

残念ながら園においても、行き過ぎた言動をする利用者が増えてきているのではないかと思います。実感としてあります。行き過ぎた言動を放置したり何も対応しないでいたりすると、職員がその対応に苦慮し、疲弊してメンタル面に不調をきたし、最悪の場合、退職という選択をしてしまうことすらあります。カスタマーハラスメント被害に遭った職員が保育・教育の仕事そのものに絶望しかねず、業界全体としてさらに人手不足を加速させることになりかねません。職員を守るための対応をしてほしいと考えます。

当事務所では、園を守るためのカスタマーハラスメント対策には力を入れて取り組んでいますので、もしお悩みのことがあればご相談ください。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[ 東京弁護士会所属 ]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平  
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩  
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二  
HP: <https://www.reve-law.jp/>

